



与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会
第3回検討委員会資料

鹿児島県与論町

2025年1月24日

目次

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | これまでの対応事項、今後のスケジュール（説明） |
| 2 | 第2回検討委員会の振り返り（説明） |
| 3 | 他自治体のヒアリング結果について（説明） |
| 4 | 宿泊事業者向けの説明会・体験会での意見（説明） |
| 5 | 条例化するための論点・使途について（協議） |
| 6 | 条例素案（協議） |

これまでの対応事項、今後のスケジュール

本日の検討委員会の目的は以下の通りです。次回の検討委員会は4月開催を想定しており、答申案への確定及び市長への提言を予定しております

検討委員会の設置概要

■ 目的

（設置要綱抜粋）

- 与論町が有する貴重な自然・文化・人々の暮らし等、貴重な地域資源の保全・継承を図るとともに、それらを活用した**持続可能な観光地経営を実現し、必要な安定的な財源を確保するため**、町長の諮問を審議する「与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

■ 想定する委員会開催時期と実施概要

第1回 検討委員会 / 令和6年10月6日

- 法定外目的税導入に向けての課題・意見徴収

第2回 検討委員会 / 令和6年11月30日

- 与論町に合った税種別・税導入の目的・使途の協議
→ 宿泊税の導入を優先的に検討していくことを決定

■ 本日の目的

- 第2回検討委員会以降にて、対応した取組（ヒアリング・アプリ体験会等）の報告
- **観光財源の使途・目的についての再協議**
- **宿泊税導入に向けて答申素案の提示・議論**

第3回 検討委員会 / 令和7年1月24日

- 宿泊税導入に向けて、答申素案の提示・議論

第4回 検討委員会 / 令和7年4月想定

- 答申案の確定、町長への提言

本日

今年度は観光庁事業期間に検討委員会の実施、デモアプリを用いた実証事業を行いました。来年度以降は以下のようなスケジュールで導入を進めていく予定です

導入スケジュール案（※他地域での事例等を参考にした現時点の目安です）

項目	令和6年度							令和7年度												令和8年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
■マイルストーン	観光庁事業での実証期間																			条例施行	
	意見徴収、検討委員会での協議							条例案作成、総務大臣との協議						周知期間							
アンケート実施																					
検討委員会																					
デモアプリ開発・ 実証事業																					
事業者等との協議・ 意見徴収																					
パブリック コメント																					
委員会から 町への答申																					
条例案の作成																					
条例案の議会上程・ 採決																					
総務大臣との協議・ 同意																					
周知期間																					
条例施行・徴収開始																					

第2回検討委員会の振り返り

第2回検討委員会にて受領した意見・質問に対して、以下の対応方針を検討しております

第2回検討委員会の振り返り

#	カテゴリー	意見・質問	対応方針・検討結果
1	税種別	・ 入島税を推奨する。空港や港のターミナルに機器を設置して徴収する。滞在日数が増えればお得なので長期滞在の推進にもつながる。	・ 入島税は、宿泊事業者の負担が少なく、入島時に確実に徴収できるメリットがあるが、島民負担も生じてしまう。 ・ 現状ではコストや導入までの時間がかかり、現実的ではない。
2		・ 入島税は島民の通院や出張も対象となってしまう。毎回負担するのはきつい。	
3		・ 機器での徴収はクリアすべき課題が多い。今のところ現実的な徴収方法としては、航空運賃や船賃に上乗せしかなく、膨大なシステム改修費用等が発生するが、その費用を賄えるほどの税収ではない。	
4		・ 入島税は、日帰り客が多い観光地がめざす税であり、与論の特性を考えると宿泊税がよい。	・ 宿泊税は、確実に安定性があり、全国で導入が進んでいる。島民負担もなく、宿泊事業者の理解を得ることができれば、比較的早期にコストもかからず導入できる可能性が高い。 ・ <u>まずは宿泊税の導入を優先的に検討し、その次のステップとして他の税を検討していく。</u>
5		・ 宿泊税は宿泊事業者の負担は増えるがやり方次第である。事業者への丁寧な説明が大事だと思う。できるだけ早く宿泊税と決め、次に細かい点を議論してはどうか。	
6		・ 宿泊税が現実的で早めに導入した方がよいが、事業者の考えを把握して、理解を得ることが重要。早急に事業者の説明して意見を聞くことが必要だと思う。	
7		・ QRコード決済のように手軽に徴収できると望ましい。	
8		・ 宿泊税とあわせて別荘所有税や百合が浜の入域税なども検討・導入ができるとよい。	
9		・ 新しい税は総務省との調整に何年もかかるかもしれない。先に宿泊税を導入して、後で他の税も検討・導入するというやり方もある。	

第2回検討委員会にて受領した意見・質問に対して、以下の対応方針を検討しております

第2回検討委員会の振り返り

#	カテゴリー	意見・質問	対応方針・検討結果
10	税率	・ 与論島は交通機関にも限りがあり、飛躍的に来島者が増加することは考えにくい。宿泊単価を上げる方向で考えていくと定率制が望ましい。経済圏の沖縄も定率制で検討している。	・ 平等性が高く、税収が増える可能性のある「定率制」を中心に検討を進めていく。 ・ 徴収義務者の負担軽減を検討する必要がある。
11		・ 定額制だと宿泊人数のデータも一緒にとれるメリットもある。	
12		・ 決裁や納税のことを考えると売上に対する何%なので定率制が楽ではないか。宿泊人数をカウントする必要もない。	
13		・ 一番公平なのは定率制で税率を変えるのも楽だが、端数が出るので煩雑になる懸念がある。定率制は客単価が上がれば税収が増えるが一律定額だと来島者を増やすしなくなる。	
14	免税対象者	・ 例えば修学旅行、長期滞在者、台風による延泊者などをどうするかが論点となるが、宿にとっては免税対象を設けると手間が増えてしまう。	・ 原則、課税免除や免税点は設けない。 ・ 必要な場合には、集めた財源で対象者に政策的に支援などを行う方向性で検討する。
15		・ 免税対象は設けない方がよい。作ってしまうと方針がぶれてしまう。一方、若い世代に来てもらうことは重要なので、免税するのではなく、集めた財源で若い世代向けの誘客施策を行うというように運用したほうがよい。	
16		・ 子どもたちは子供料金になっていることが多いので、宿泊税の負担も少なくなるので、影響はあまりないのではないかと。	
17	使途	・ 「受益と負担の原則」→納税者（観光客）にある程度の受益があることに使う必要がある。	・ 「住んでよし」「訪れてよし」の観光地実現のため、観光客にも住民にもメリットがある使途を検討していく。 ・ 特別徴収義務者への支援や負担軽減も実施していく。
18		・ 観光客アンケートでは、住民や島のために使ってほしいという意見も多かった。	
19		・ 「住んでよし」「訪れてよし」という観光地をめざす＝観光客にとっても満足、住民にとっても住みよい島となると思う。	
20		・ 観光地としての「利便性・快適性の向上」というキーワードで、観光客と住民や事業者のいずれにもメリットがあることに使うとよい。	
21		・ 徴収事務の負担を負う宿泊事業者への還元や支援も必要である。	

他自治体のヒアリング結果について

※公開の承諾が得られた自治体の結果のみHP公開

宿泊税を導入している自治体、導入検討中の自治体へヒアリングを行いました

倶知安町のヒアリング内容

■ 倶知安町

- 制度設計（税率）：（素泊まり料金）の２％
 - ・消費税等の税、宿泊以外のサービス（食事、会議室の利用、電話料金など）を除く必要がある
 - ・宿泊料金から食事代を明確に分離できない場合の目安：１食＝宿泊料金の１０％として算出可
- 課税免除対象：修学旅行等、インターンシップ等に参加する中学生～大学生
 - 定率制の導入理由は、コンドミニアム等の部屋貸、一棟貸が約７０％を占め、定率制の方が徴収が楽（事業者からの要望もあり）
 - インバウンドが大半であり、海外の事業者や海外のシステム利用も多く、定率制になじみがあった
 - オールインクルーシブ料金等の場合：宿泊事業者が同等の部屋等を参考に素泊まり料金相当額を算出し、税額を設定している
 - 観光の財政需要から必要となる財源相当額として２％を算出
- 財源の使途 対象事業決算額（Ｒ５）２３５，１０３千円（うち宿泊税からの充当額：２００，０００千円）
 - ・リゾート地としての質の向上（ニセコ羊蹄山の環境保全） ８，２９９千円（うち宿泊税充当額：８，２２６千円）
 - ・リゾートタウンとしての魅力向上（観光インフラの整備） ２７７，２１０千円（うち宿泊税充当額：１７８，４５５千円）
 - ・宿泊税の啓発徴収にかかる経費等（奨励金、事務経費） １３，３１９千円（うち宿泊税相当額：１３，３１９千円）
- 特別徴収義務者への支援等
 - ・特別徴収事務報奨金 徴収額の２．５％
- 北海道との調整
 - ・北海道が定額制で宿泊税の導入を決定（令和６年１２月議会で条例議決済み）
 - ・定率制と定額制が並立し、特別徴収義務者（宿泊者）の負担が重くなる、混乱する等の問題が生じた
 - ・「倶知安町が、道の宿泊税による税収相当額を道に交付すれば、道の宿泊税を課税しない」と合意。
道税相当額を含む町宿泊税として定率３％を徴収する予定
総務省の同意が得られるかは未定

各自治体のHP,新聞記事等のデスクトップ調査、ヒアリング調査による

宿泊税を導入している自治体、導入検討中の自治体へヒアリングを行いました

沖縄県のヒアリング内容

■ 沖縄県

➤ 導入経緯等

・R6年8月～11月 検討会を3回開催、11月委員会から意見書提出

➤ 制度設計（税率）宿泊料金（素泊まり料金）の2% 上限額2,000円 （課税免除）学校行事関連（修学旅行等）

→観光団体から定率制3%の要望あり。独自で導入予定の市町村も定率制希望の市町村が多かった。

→税率（税額）は、想定される財政需要をもとに設定、導入から3年後に見直しを想定

→上限額は、「過重な負担」とならないよう、国内最高税率（ニセコ町）と揃えた

→課税免除については、離島住民の通院、スポーツ遠征等の場合の負担が懸念される声があがっていた。

特別徴収義務者の負担軽減と「公平性」「法の下での平等」の観点から県民も対象とし、使途事業で配慮する方向性。

➤ 収見込額：77.8億円

➤ 財源の使途

・安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）

・県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化

・観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

・観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

・地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上とこれを前提とした国内外からの観光旅行の促進

・市町村への税配分

➤ 特別徴収義務者への支援等

➤ 独自で導入する市町村との配分

導入予定市町村：本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市

・宿泊客が多い市町村で独自の宿泊税を導入する予定

・独自導入市町村は、観光の財政需要が多いことから、県2：市町村3の割合で分配

→市町村がまとめて徴収し、県に県分を納付する

・導入しない市町村は、県として実施すべき広域事業が多いことから、県1：市町村1の割合で分配

→県が徴収し、市町村分を市町村に交付金として交付する

宿泊事業者向けの説明会・体験会での意見

12月23日に開催した宿泊事業者向けの説明会での意見をまとめました。

#	分類	意見・コメント	対応方針
1	導入意向	当初話を聞いた時には宿の負担が増えるため疑問だった。ただし、県が先に導入する可能性もある。 早く導入し、自分達の地域やお客さんのために有効に活用する方がよい と思うようになった。	県の導入が決まったわけではない。導入するかどうかも含め、観光財源の検討を次年度から始めると聞いている。宿泊税になるかどうかはわからない。全国で導入や検討が進んでおり、早く導入した方が有利な条件で活用できる可能性は高く、早めに検討を進めたい。
2	導入意向	事務負担が増えることが心配 だが、 早く宿泊税を導入して地元の裁量で有利に活用した方がよい。	
3	導入意向	与論でも以前から話があったが先延ばしになっていた。他地域での導入も進んでおり、お客さんも受け入れてくれると思う。	
4	制度設計	与論町は沖縄経由の来島が多い。 観光地としても沖縄に近いので、沖縄県や本部町と同じ定率制にした方が観光客からしても違和感がない。	沖縄県の自治体の情報も収集して制度設計の参考にしていく。
5	制度設計	定率がわかりやすい	検討会で検討
6	制度設計	延べ人数を記録しているので、一律定額制の方が計算はしやすい	検討会で検討
7	制度設計	課税免除は必要ない	検討会で検討
8	制度設計	工事関係等で来島する方は免除すべきだと思う	検討会で検討
9	制度設計	自分の宿としては閑散期には料金を下げて集客したいが、 宿泊税導入による値上げで観光客が減少しないか心配。	観光客アンケートでも理解を示す割合はかなり高く、他地域でも減少につながったという事例はない。観光客にも目的や用途をしっかりと広報し、理解してもらう。
10	財源の用途	海などの観光資源＝地域資源であり、いろんな業種が関わっている。地域資源と謳い、 観光だけではなく島民や他業種も活用できる幅がある方がよい。将来的には入島税にもつなげられる。	検討会で検討 宿泊税の財源だけではまかないきれない部分もあるので、ふるさと納税なども含めて活用を検討していく。
11	財源の用途	農業や島人の暮らしなどの分野にもかかわるのが観光。 住民が暮らしやすくなり、観光の充実につながり、できるだけ多くの人に還元できる使い道で考えてほしい。	観光客も住民もメリットが享受できる用途を検討していく。
12	財源の用途	ニーズが時代によって大きく変わってくる。 何年かに一度は見直しをするなど柔軟性を持たせた方がよい。	導入自治体では3年または5年に一度は制度見直しをするようになっている。同様の方針で進めたいと考えている。
13	財源の用途	納税者や住民にもわかりやすいように用途にしてほしい	検討会で検討
14	財源の用途	観光の充実や島民の観光への理解や協力のためになることに使いたい	検討会で検討
15	財源の用途	港や空港からの路線バスが欲しい。宿の送迎の負担軽減につながる。	検討会で検討
16	その他	負担は重くなるが、 不安なところや用途など意見は今のうちにどんどん出して上手に活用してもらう方がよい。	
17	その他	お客さんにとっては値段が上がることになるので、宿としては何かサービスをあげる必要があるのか	直接的にサービスをあげる必要はない。集めた税を活用して観光地全体としてサービスを向上させることで納税者に還元していく。

1月14日に宿泊事業者向けのアプリ体験会を行いました

デモアプリ体験会の概要・結果

■デモアプリ体験の目的

- ① 事業者の負担軽減の実現性の確認と実現に向けた課題と対策を明確にする。
- ② 本アプリのサービスを通して、インターネットリテラシーが低いなど、アプリで徴収ができない旅行者からの徴収の実現性の確認と実現に向けた課題と対策を明確にする。

■デモ・アンケート実施手順概要



■当日の流れ



■デモアプリの検証内容

シナリオ大項目	シナリオ	デモ範囲
旅行者のスマホ利用スキルが高いケース	1-1	ご自身の滞在期間変更操作 ・同行者キャンセル
	1-2	取り消し操作
旅行者のスマホ利用スキルが中くらいケース	2	DL・会員登録・納税の一連の流れ (各種変更・取り消しはしない)

■体験会当日の様子



1月14日に宿泊事業者向けのアプリ体験会を行いました

デモアプリ体験会の概要・結果

KPI	アプリでの徴収により法定外目的税導入について、理解を示す参加者の割合：70%以上 (母数：体験会参加者)
結果	アプリを使用して宿泊税を徴収することについてはデモ参加事業者からの “理解が得られた”結果。 しかし、事務負担の軽減は手続きについては、課題が残った為対応について、次年度協議を進めていく必要がある。

■アンケート内容・詳細

1.アプリを使用して宿泊税を徴収することについて
どう思いますか？

達成
(100%) 

1.全く良くないと思う	0
2.あまり良くないと思う	0
3.良いアイデアだと思う	3
4.非常に良いアイデアだと思う	3

2.アプリを使用すれば宿泊税徴収にかかる事務負担は
軽減できると思いますか？(チェックイン時)

未達成
(66%) 

1.全く良くないと思う	0
2.あまり良くないと思う	2
3.良いアイデアだと思う	2
4.非常に良いアイデアだと思う	2

■デモアプリ体験会ディスカッションでのご意見

- 現金で受け取りよりはアプリの方が楽だと思う。
- 宿帳システムと一緒にしたい。
- アプリ機能を宿泊税の徴収以外にも使えるようなマルチアプリにしたい。
- 自社で旅中に使える情報をQRコードで発信しているので、観光地情報は被るかもしれない。
- 旅行が終わった後に使える機能もアプリの機能としてつけたい。
- 税の徴収だけだとお客さんの負担が増えるだけだが、旅行者ホテル事業者がWINWINになると良い
- 今のデモは使いづらいが使いやすいように変えていきたい。
- スタッフが高齢なので、幅広い年齢の人が使う想定で考えてほしい。

条例化するための論点・協議事項

条例化するための論点・協議事項を以下のように整理しました

条例化するための論点・協議事項

#	項目	詳細	他自治体例	対応方針・理由
1	税率	定率制	➢ 北海道倶知安町：宿泊料金の2% ➢ 沖縄県：宿泊料金1人1泊または1部屋・1棟につき3%	● 定率制の場合、都度計算が必要となり特別徴収義務者（宿泊施設）の不安や事務負担が増える可能性がある ● システムやアプリを導入すれば負担軽減できるか ● 宿泊単価16,666円以上であれば、宿泊税として<u>500円以上の収入</u>となる ● 海外では定率制を適用している事例が多く、宿泊事業者向けの説明会でも定率制を支持する意見が多くあった ● 経済同友会が宿泊税について、地方税法に位置づけた全国一律制度とし3～5%の定率制とするよう政府に提言 ● 沖縄と同じ旅行圏域であり、沖縄県とそろえた方がよい
2		定額制	➢ 静岡県熱海市、愛知県常滑市、福岡県北九州市：200円 ➢ 石川県金沢市：5,000円未満免税、200円、500円 ➢ 京都府京都市：200、500、1,000円 ➢ 福岡県福岡市：200、500円 ➢ 長崎県長崎市：100、200、300円	● 単価が低い宿泊事業者においても、税負担の割合が大きくなる ● 単価が低い場合（5,000円未満など）免税とするか
3	免税対象有無	免税対象者	➢ 北海道倶知安町：学校行事参加者・職業体験を行う学生 ➢ 北海道ニセコ町：学校行事参加者、町長が認める者 ➢ 静岡県熱海市：小学生以下、学校行事の参加者、災害等で非難が必要な人、市長が免除必要と認める者 ➢ 長崎県長崎市：学校行事の参加者、部活動又は地域のクラブチームの宿泊を伴う大会の参加者 ➢ 東京都、石川県金沢市、愛知県常滑市、大阪府、福岡県、福岡県福岡市、福岡県北九州市：免税対象無し	● 与論町では修学旅行・教育旅行等の受入が少ないため、免税対象で良いか ● 免税対象を設けると事業者の事務負担につながる
4	導入目的	用途	➢ 福岡県：福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	協議ポイント ● 素案を次ページに記載
5	徴収義務者への支援内容	—	➢ 静岡県熱海市：算定対象期間に申告納入した宿泊税（本税）の合計額に100分の2.5（導入から5年間は特例措置として+0.5）を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付金として交付	● 条例素案を次章に記載

仮に宿泊税を導入する場合、財源の使途・事業予算額の案を検討しました

財源の使途/与論町の計画に基づいての事業予算額（案）

基本的な方針

納税者（観光客）と住民の双方に受益がある「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地をめざすため、観光地としての利便性や快適性の向上、観光資源の保全や磨き上げ等に資する事業に活用する。
緊急時の対応や税徴収により影響を受ける分野（特別徴収義務者、若年旅行者等）への支援を行う。

与論町財源総費用 （R5を参考）		国県支出金	一般財源	ふるさと納税等	法定外目的税収入（概算）
91,458千円		22,780千円	53,996千円	14,772千円	（定率制5%の場合）約45,000千円

#	目的（案）	事業内容（案）
1	魅力ある観光地を支える観光資源の保全・利活用体制の充実	- 環境保全活動への支援（サンゴ保全、海ごみ活動等）【継続】 - 自然景観の保全、維持（民有地の公有地化、住民アクセスの確保）【新規】 - 伝統文化（有形・無形文化財）の保全・継承・観光活用【拡充】 - 環境保全活動や伝統文化を活用した観光コンテンツの造成【拡充】
2	観光地としての快適性・利便性・満足度の向上による魅力の充実	- 公共観光施設の整備、改修、維持管理【拡充】 - 宿泊等観光事業者の改修、新規開業等への支援【拡充】 - 周遊バス等の2次交通の充実【新規】 - 観光DXの推進支援（Wi-Fi整備、宿泊予約管理システムの整備、サポート体制充実等）【新規】 - 観光事業者のサステナブルな取り組み支援【拡充】 - インバウンド、ユニバーサル受入体制の強化【新規】
3	未来につなぐ持続可能な観光地の基盤整備や意識醸成	- 与論観光を支える未来のヨロソファンの育成（教育旅行や大学生等の誘客支援）【新規】 - 未来の観光担い手の育成（島の子どもたちへの観光教育、島民のシビックプライド醸成）【新規】 - 観光によって生じるオーバーツーリズムの軽減対策（ex.交通安全対策や駐車場対策等）【新規】
4	持続可能な観光地経営のための体制の充実	- DMO体制強化の支援（専門人材の確保、育成、待遇改善、基礎統計データ収集等）【拡充】 - 安心安全な観光地のための危機管理（事故・災害等の防止対策、避難対策等）【新規】 - 不足の事態や緊急時対応のための基金積み立て【新規】
5	宿泊税賦課費	- 宿泊税の広報・徴収等にかかる費用【新規】 - 特別徴収義務者への報奨金（徴収額の3%）やシステム改修等の支援【新規】

納税者（観光客）と住民の双方に受益がある「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地をめざすため、観光地としての利便性や快適性の向上、観光資源の保全や磨き上げ等に資する事業に活用する。
緊急時の対応や税徴収により影響を受ける分野（特別徴収義務者、若年旅行者等）への支援を行う。

新しい観光財源（宿泊税）の導入でめざすべき姿



条例素案

これまでの検討委員会にて出た意見を基に、宿泊税の条例の素案を検討しました

宿泊税条例素案

#	項目	方針	協議ポイント	補足
1	目的	【方針】納税者（観光客）と住民の双方に受益がある「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地をめざすため、観光地としての利便性や快適性の向上、観光資源の保全や磨き上げ等に資する事業に活用する。 緊急時の対応や税徴収により影響を受ける分野（特別徴収義務者、若年旅行者等）への支援を行う。		
2	納税義務者	【方針】宿泊税は、町内の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税します。 ○宿泊施設：旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅 ○旅館業：旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く） ○住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）		【理由】宿泊税は宿泊行為に対して課税する税であり、宿泊施設の形態に関わらず、公平性の面から全ての宿泊者を対象とすることといたします。
3	徴収方法	【方針】宿泊税の徴収は、宿泊事業者（特別徴収義務者）による特別徴収とします。 ※特別徴収義務者は、旅館業法の許可を受けた者や住宅宿泊事業の届け出を行った者、又は宿泊税の徴収について便宜を有する者		【理由】宿泊税は、宿泊者が納税義務者となるため、課税対象者の把握や宿泊料金の徴収などを行う宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊料と併せて徴収する方法とします。
4	税率	【方針】宿泊税の税率は、100分の5とする。 また宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。 (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金 (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金 (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金	協議ポイント	【理由】宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金5%の額を税率とします。
5	課税免除	【方針】免除対象はなしとします。 ただし町長は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を軽減、又は免除する。		
6	特別徴収義務者支援	【方針】 ①特別徴収事務交付金を新設します。 ・特別徴収義務者に対し、納期内納入額の3%を交付 ②宿泊税システム整備費補助金を新設します。 ・宿泊税徴収に必要な機器等の改修、更新等の費用を助成	宿泊事業者ヒアリング中 ②は結果を踏まえ再検討	【理由】宿泊税導入に伴う徴収準備及び徴収事務に係る負担の軽減と円滑な徴収を図ります。 システム整備費補助金の詳細については引き続き検討を進めます。